

## 垂水市告示第 31 号

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱を次のように定めた。

令和元年 10 月 18 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

### 垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ふるさと納税による本市への寄附を促進し、地場産品等の P R を通じた地元企業の育成等を図るため、寄附者に返礼品を提供する返礼品事業者及び返礼品の選定について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品事業者の選定)

第 2 条 返礼品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社、本店、支社、支店、事業所又は工場があること。ただし、垂水市産の原材料を取り扱っている事業者は、この限りではない。
- (2) インターネット環境が整っていること。
- (3) 代表者又は従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(返礼品事業者の登録方法)

第 3 条 返礼品事業者の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を提出するものとする。

- (1) 返礼品事業者登録書（別記第 1 号様式）
- (2) ベーシック 16（別記第 2 号様式）
- (3) 登記簿謄本の写し（企業）又は住民票の写し（個人）
- (4) 認証や認定に関する書面（取得社のみ）
- (5) 衛生検査に関する検査書面（加工食品）

(返礼品の要件)

第 4 条 返礼品は、そのあり方として、寄附金が経済的利益の無償の供与であるこ

とを踏まえたものとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市PR、交流人口の増加又は地域産業の振興につながるもの
- (2) 商品情報を開示できるもの
- (3) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）は対象外とする。
- (4) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）は対象外とする。
- (5) 商品在庫が著しく少ないことや季節性等、提供条件がある場合は、十分な相談を行うこと。
- (6) 登録にあたっては、本市の返礼品として、分かりやすい説明ができること。

(50万円未満の寄附に係る返礼品額及び送料の要件)

第5条 50万円未満の寄附に係る返礼品額及び送料は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 返礼品額（税込）は、原則対象寄附額の25パーセント以内、最大で30パーセント以内とする。ただし、送料（税込）との合算額は、対象寄附額の37.5パーセント以内とする。なお、超過分が発生した場合、商品利益内で吸収すること。
- (2) 返礼品が既に店舗やインターネット等で販売されている商品である場合、返礼品額がその価格以下であること。

(50万円以上の寄附に係る返礼品額及び送料の要件)

第6条 50万円以上の寄附に係る返礼品額及び送料は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 返礼品額（税込）は、対象寄附額の30パーセント以内とする。ただし、送料（税込）との合算額は、対象寄附額の45パーセント以内とする。なお、超過分が発生した場合、商品利益内で吸収すること。
- (2) 返礼品が既に店舗やインターネット等で販売されている商品である場合、返礼品額がその価格以下であること。

(返礼品の登録方法)

第7条 返礼品の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を提出するものとする。

- (1) 返礼品登録フォーマット（別記第3号様式）

(2) 返礼品の画像データ

ア 画像データ形式 JPEG

イ 規格（画像の大きさ）

(ア) 一覧表示用（メイン画像） 1枚（800px×496px）

(イ) スライド用最大 8枚（800px×496px）

(ウ) 楽天ふるさと納税掲載用 1枚（800px×800px）

（返礼品事業者及び返礼品の決定等）

第8条 返礼品事業者及び返礼品の登録に関する資料の提出があったときは、審査を行い、登録の可否を決定するものとする。ただし、不採択の場合は、その理由を付して通知するものとする。

（契約）

第9条 前条の規定により返礼品事業者の登録を決定したときは、当該返礼品事業者と返礼品に係る契約を締結するものとする。

（返礼品事業者の責務）

第10条 返礼品事業者は、返礼品登録された商品に係る事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 返礼品事業者は、寄附者からの返礼品の提供に係るクレーム、事故、トラブル等について誠意をもって丁寧に対応し、速やかにその内容を報告しなければならない。

3 配送業務については、本市がインターネットを通じて提供する配送管理システム「LedgHome（レジホーム）」を利用しなければならない。

4 本市から発注依頼を受けた返礼品事業者は、受注から30日以内の返礼品発送に努めなければならない。ただし、期間を限定して提供する返礼品については、この限りでない。また、やむを得ない理由により、発送が遅れる場合は、必ず市に相談することとする。

（返礼品額及び送料の請求方法）

第11条 返礼品額及び送料の請求方法は、配送先リストを添付した上で、返礼品額と送料は分けて請求すること。

（登録の辞退）

第12条 返礼品事業者が登録を辞退しようとするときは、辞退日の30日前までに、辞退届出書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第13条 返礼品事業者又は返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、返礼品事業者又は返礼品の登録を取消し、停止又は見直しをすることができる。

- (1) 返礼品事業者又は返礼品が、垂水市ふるさと応援基金事業にふさわしくないと認められるとき。
- (2) 寄附者等からの返礼品及び配送に関する問合せ等に誠実に対応しないとき。
- (3) 実施要綱に違反し、又は市の指導等に対し誠実に対処しないとき。
- (4) 決定に不服がある場合は、申し出ることができる。

(個人情報保護)

第14条 返礼品事業者は、市から提供を受け、サービスを提供するために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本市と本事業に関する業務を委託する事業者とで協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日告示第79号)

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。